

行橋市地域防災計画(案)

第3編 原子力災害対策編

令和6年5月

行橋市防災会議

計画書の改訂か所：追加・変更を下線で示す。

第3編 原子力災害対策編

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の基礎とするべき災害の想定.....	2
第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	5
第2章 災害事前対策	9
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	9
第2節 緊急事態応急体制の整備.....	11
第3節 モニタリング体制等.....	11
第4節 避難受入れ活動体制の整備.....	12
第5節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備.....	12
第6節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	13
第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発.....	13
第8節 原子力防災訓練等の実施.....	14
第9節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	14
第3章 災害応急対策	15
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保.....	15
第2節 活動体制の確立.....	19
第3節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動.....	21
第4節 飲料水、飲食物の摂取制限など.....	22
第5節 医療活動.....	22
第6節 住民等への的確な情報伝達活動.....	23
第4章 災害復旧対策	25
第1節 緊急事態解除宣言後の対応.....	25
第2節 放射性物質による環境汚染への対処.....	26
第3節 各種制限措置の解除.....	26
第4節 災害地域住民等に係る記録等の作成.....	26
第5節 被災者等の生活再建等の支援.....	27
第6節 風評被害等の影響の軽減.....	27
第7節 心身の健康相談体制の整備.....	27

第1章 総 則

第1節 計画の目的

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を踏まえ、市に近い原子力発電所において同様の事故が万一発生した際の放射性物質の影響に対する市がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、次の表に示すとおり、市に近い原子力発電所としては九州電力(株)玄海原子力発電所(佐賀県)ならびに四国電力(株)伊方発電所(愛媛県)があり、これらの施設は距離的に100km以上離れているが、原子力災害を想定する対象の施設とする。

行橋市に近い原子力発電施設の状況

原子力発電所名	行橋市からの方位 ^{※1}	直線距離(km) ^{※1}	備考
九州電力(株)玄海原子力発電所	西南西	110 (UPZ ^{※2} 圏外)	定期検査中
四国電力(株)伊方発電所	東南東	130 (UPZ ^{※2} 圏外)	定期検査中

※1 行橋市からの方位ならびに直線距離については、インターネット汎用地図ツールを用いて概略計測

※2 「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」: 国際基準に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル(OIL)に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、福岡県ではおおむね半径30kmの円内としている。

第2節 計画の性格

第1 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

1 県、国の防災基本計画との関係

この計画は、行橋市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画(原子力災害対策編)及び県の地域防災計画(原子力災害対策編)を参考に作成したものであって、市は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画(原子力災害対策編)の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(平成25年9月5日改訂)を遵守する。

第2 行橋市における他の災害対策との関係

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、行橋市地域防災計画の「原子力災害対策編」として、行橋市防災会議が策定する計画であり、この計画に定めのない事項については「行橋市地域防災計画 第1編 風水害等災害対策編」及び第2編 地震・津波対策編」に基づく。

第3節 計画の基礎とするべき災害の想定

佐賀県玄海市に「九州電力株式会社玄海原子力発電所」が所在し、市からおおむね約 110 km の離れる位置関係にある。

市は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において規定する「緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)」(原子力施設から 30km 以内)には含まれないが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民の生活や産業に大きな影響を及ぼしている。

これから、玄海原子力発電所からの放射性物質の大量放出につながるような重大事故があげられる。

第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

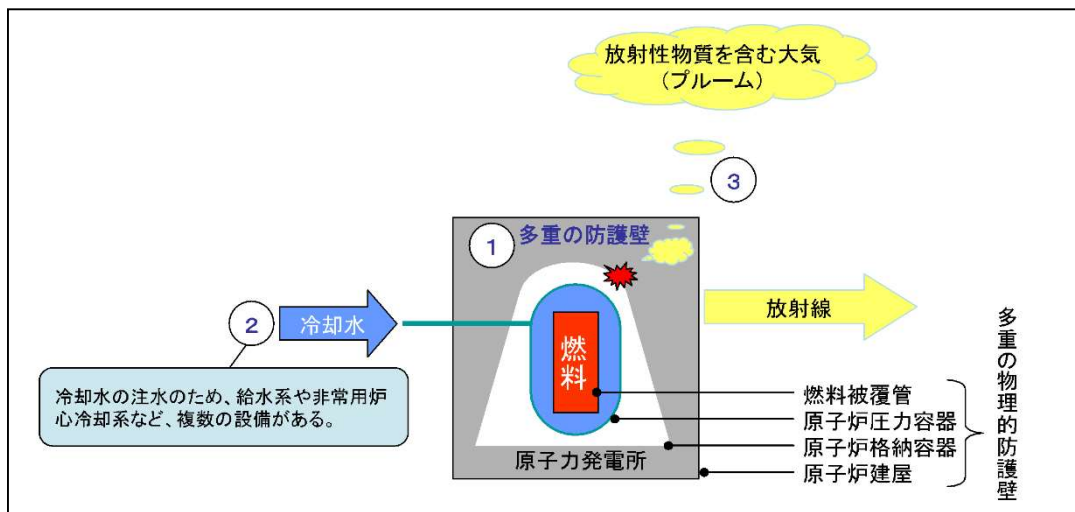
過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル(気体中に浮遊する微粒子)が挙げられる。

これらは、ブルーム(気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団)となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

1 原子力発電所の事故の概要

- (1) 放射性物質は、平常の状態では燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている(①)。
- (2) 燃料被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある(②)。
- (3) 福島第一原発の事故では、原子炉を止めた後、冷却ができない状況が続いたため高温により燃料被覆管が溶け出し、最終的には原子炉建屋などが破壊された。このように、多重の防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される(③)。

<原子力発電所の事故の概要>



放出される放射性物質には様々な種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。いつ、どのぐらいの量が放出されるかを事前に予想することは難しい。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出するなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

市で事故時に注目すべき主な放射性物質は次のものがある。

<市で事故時に注目すべき主な放射性物質>

主な放射性物質	特 徴
気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス	主にプルームからの外部被ばくに影響する。沈着はしないため、プルームが通過すれば影響は残りにくい。
揮発性のヨウ素	主に甲状腺の内部被ばくに影響する。ヨウ素 131 は半減期が8日程度であり比較的早く崩壊する。
セシウム	半減期が長く地面等に沈着するため、長期的な汚染による空間放射線量率の上昇に影響する。

2 被ばくの経路

原子力施設の事故による被ばくの経路には、以下の3つがある。

- (1) 原子力施設からの直接の放射線
- (2) 放出された放射性物質を含む大気 (プルーム)
- (3) 地面や水、食物等に沈着した放射性物質

また、被ばくの形態は次のように分類される。

<事故時の被ばくの種類>

外部被ばく	プルーム又は地面等に沈着した放射性物質から出た放射線を体の外部から受けること
内部被ばく	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むことで放射線の影響を受けること

市は、原子力発電所からの距離があることから、主にプルームによる影響と、沈着した放射性物質

による影響に注意が必要となる。

特に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくや、地面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくによる長期的な被ばくについて注意する必要がある。

3 市で想定される被ばくの影響

市において想定される被ばくの影響は、被ばくの種類ごとに次のような点が考えられる。

被ばくの種類	行橋市への影響	備 考
(1) 原子力施設からの直接の放射線	原子力施設の周辺の限られた範囲への影響であり、市への影響はない。	
(2) プルームからの外部被ばく	原子力施設からの距離が遠く、屋内退避や避難などの防護対策が必要とされるほどの影響が生じる可能性は低いと考えられる。(国の拡散予測 30km を越えない)。	過去の評価結果として、避難及び屋内退避を必要とする範囲は原子力施設からおおむね 10km 以内が示されている。
(3) プルームの吸入による内部被ばく	放射性ヨウ素は体内に入ると甲状腺に集まる性質がある。プルームが通過する際に呼吸により吸入することを避けるため、市内でも屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要になる可能性がある。	福島第一原発の事故では 50km まで影響があった可能性が指摘されている。
(4) 沈着した放射性物質からの外部被ばく	地面などに沈着した放射性物質のために空間放射線量率が上昇し、年間の被ばく線量が計画的避難や除染が必要な値になる可能性がある。	福島第一原発の事故では計画的避難が 50km 程度までの範囲で行われたほか、更に広い地域で除染が行われている。
(5) 沈着した放射性物質による内部被ばく	水や食料品から基準を越える放射性物質が検出された場合に、その品目について摂取制限や出荷制限が行われる可能性がある。	福島第一原発の事故の事例では 250km を越える範囲で出荷制限が行われている。

第2 市が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、玄海原子力発電所を想定する。

市は、玄海原子力発電所からの距離は最短で約 110 km と離れており、住民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、プルーム通過時の被ばくを避けるため、自宅への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する。

なお、福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
行橋市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (2) 教育及び訓練の実施 (3) 災害状況の把握及び情報提供 (4) 緊急時モニタリングへの協力 (5) 糸島市住民などの避難受入に係る協力 (6) 住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限 (7) 住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など (8) 原子力災害医療への協力 (9) 放射性物質による汚染の除去 (10) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (11) 各種制限措置の解除 (12) 損害賠償の請求などに必要な資料の整備 (13) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (14) 文教対策 (15) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

2 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
行橋市 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民等に対する広報に関すること。 (2) 住民の退避等の誘導に関すること。 (3) 一般傷病者の救急搬送に関すること。 (4) 被ばく者の救急搬送に関すること。 (5) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。 (6) 関係消防本部との連絡調整に関すること。

3 福岡県の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) モニタリング施設及び体制の整備 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施

福岡県	(7) 災害発生時における国、市町村などとの連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材などの整備 (9) 災害状況の把握及び情報提供 (10) 緊急時モニタリングの実施 (11) 住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 (12) 行政機関、学校等の避難 (13) 原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関することなど）への協力 (14) 住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限 (15) 住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など (16) 放射性物質による汚染の除去 (17) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (18) 各種制限措置の解除 (19) 損害賠償の請求などに必要な資料の整備 (20) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (21) 文教対策 (22) 相談窓口の設置 (23) 県管理の道路の管理 (24) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 (25) その他災害対策に必要な措置
-----	---

4 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務大綱
福岡県警察	(1) 住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 (2) 立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制など (3) 緊急輸送のための交通の確保 (4) 犯罪の予防など社会秩序の維持 (5) その他災害警備に必要な措置

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関の事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画 原子力災害対策編 第1章 第8節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」の定めに準じる。

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 西部方面総監部 ・第四師団	(1) 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 (2) 住民などの避難、物資の輸送などにおける陸上輸送支援 (3) その他災害応急対策の支援
海上自衛隊	(1) 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援

機関の名称	事務又は業務の大綱
佐世保地方総監部	(2) 住民などの避難、物資の輸送などにおける海上輸送支援 (3) その他災害応急対策の支援
航空自衛隊 西部航空方面隊	その他災害応急対策の支援

7 指定公共機関

指定公共機関の事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画〔原子力災害対策編〕第1章 第8節の定めに準じる。

8 指定地方公共機関

指定地方公共機関の事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画 原子力災害対策編 第1章 第8節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」の定めに準じる。

9 その他公共的団体

その他公共的団体の事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画 原子力災害対策編 第1章 第8節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」の定めに準じる。

10 原子力事業者（指定公共機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州電力株式会社	(1) 原子力発電所の防災体制の整備 (2) 原子力発電所の災害予防 (3) 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 (4) 防災教育及び訓練の実施 (5) 原子力災害時における通報連絡体制の整備 (6) モニタリング設備及び機器類の整備 (7) 応急対策活動に要する資機材などの整備 (8) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (9) 緊急時における通報及び報告 (10) 緊急時における災害応急対策活動体制の整備 (11) 原子力発電所の施設内の応急対策 (12) 緊急時医療措置の実施のための協力 (13) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (14) モニタリングの実施 (15) 県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 (16) 相談窓口の設置 (17) 原子力発電所の災害復旧

調整ページ

第2章 災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

■実施機関及び担当業務

節	担当課, 室, 局等	担当業務
第1節 情報の収集・連絡体制の整備	総務部防災危機管理室	・情報の収集・連絡体制等の整備
第2節 緊急事態応急体制の整備	総務部防災危機管理室	・緊急事態応急体制の整備
第3節 緊急時モニタリングの実施	総務部防災危機管理室	・モニタリング体制等
第4節 避難受入れ活動体制の整備	総務部防災危機管理室 福祉部生活支援課	・避難受入れ活動体制の整備
第5節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	消防本部	・救助・救急活動用資機材の整備及び救助・救急機能の強化
	福祉部地域福祉課	・緊急被ばく医療活動体制等の整備
第6節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	総務部防災危機管理室	・住民等への的確な情報伝達体制の整備
第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	総務部防災危機管理室	・市職員に対しての防災知識の普及活動の実施 ・住民に対しての防災知識の普及活動の実施
第8節 原子力防災訓練等の実施	総務部防災危機管理室	・訓練の実施と事後評価
第9節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	消防本部 総務部防災危機管理室 他関係全部局	・消火、人命救助、救急等必要な措置を実施 ・住民避難等、一般公衆の安全を確保

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間休日の場合においても対応できる体制を整備する。

2 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、原子力災害発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報（大気中放射性物質拡散計算を含む。）の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

3 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに災害対策本部設置予定地に適切に備え付け、これらを確実に管理する。

(1) 原子力施設（事業所）に関する資料

- 1) 防災業務計画
- 2) 原子力事業所の施設の配置図

市は、(1)の資料については、国が対策拠点施設に備え付ける資料から必要なものの写しを災害対策本部に備え付ける。

(2) 社会環境に関する資料

- 1) 周辺地域の種々の縮尺の地図
- 2) 市地区別人口、世帯数

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(4) 防災対策に活用する施設、設備、資機材等（関係章節において掲載）

(5) 防災対策の実施に関する資料（関係章節において掲載）

第2節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備

市は、警戒事象等の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について定めておく。

また、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制を定めておく。この際、意思決定は判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者を定めておく。

第3節 緊急時モニタリングの実施

国は、緊急時モニタリングのための要員などを定めた動員計画を定める。

県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした独自のモニタリングを行うとともに、緊急時モニタリングへの要員派遣などの協力を行うため体制整備に努める。

市は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングにおいて、県をはじめとする関係機関との協力・連携体制の整備、事故時の連絡体制の整備する、また、必要に応じて緊急時モニタリング計画の作成等を行う。

第4節 避難受入れ活動体制の整備

第1 避難計画等の作成

- 1 市は、防護措置を重点的に実施すべき区域（原子力施設からおおむね30km圏内）外であるが、原子力施設の事態の推移（事態の規模、時間的な推移）に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても、段階的に避難措置等の予防的措置を実施することを鑑み、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画の作成に努める。
- 2 市を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県の調整のもとに計画を作成するものとし、他の市町村からの避難者の受入れ等については、県及び関係市町村と調整のうえ策定に努める。

第2 避難所等の整備

1 避難所の指定

市は、指定避難所のうち体育館等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所としてあらかじめ指定する。

避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定する建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮、並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

2 避難所・避難方法等の周知

市は、県等と連携し、他の市町村からの避難者を含め、避難所、避難受入れ方法について、市広報誌等を通じ、日頃から住民への周知徹底を図る。

第5節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救動用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

第2 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第6節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。
また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。
- 2 市は、県からの避難受入れ情報を的確に受領できるよう、その体制の整備を図る。

第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について普及活動を実施する。

1 市職員に対しての防災知識の普及活動

市は、県の協力により、以下に掲げる事項について、必要に応じて職員を対象に研修を行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

2 住民に対しての防災知識の普及活動

市は、県の協力により、以下に掲げる事項について、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること
- (6) 放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所等に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動に関すること
- (9) 指定避難所等での運営管理、行動等に関すること（夏季の熱中症予防や対処法に関することを含む）

第8節 原子力防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

市は、国、県、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のような防災活動の各要素、又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定する。

- 1 災害対策本部等の設置運営訓練
- 2 緊急時通信連絡訓練
- 3 緊急時モニタリング訓練
- 4 原子力災害医療訓練
- 5 周辺住民に対する情報伝達訓練
- 6 周辺住民避難訓練
- 7 交通対策等措置訓練

防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案は、県と共同又は独自に行う。

第2 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

また、市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第9節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を有することから、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、市においては次により対応する。

- 1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- 2 市で事故が発生した場合は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第3章 災害応急対策

本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示すものである。

これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

■実施機関及び担当業務

節	担当部、課、室、局等	担当業務
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	総務部防災危機管理室	・情報収集・伝達 ・応急対策活動情報の連絡 ・放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動
第2節 活動体制の確立	総務部防災危機管理室	・原子力災害警戒本部体制の確立 ・原子力災害対策本部体制の確立
第3節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動	総務部防災危機管理室	・屋内退避による防護対策の実施
	総務部総務課	・避難対象市町の避難者受入対策の実施
	市長公室秘書課	・避難者受入広報の実施
第4節 飲料水、飲食物の摂取制限など	環境水道部上水道課	・飲料水、飲食物の摂取制限等必要な対策
	産業振興部農林水産課	・農林畜水産物の採取及び出荷・移動制限等に関する体制整備
第5節 医療活動	福祉部地域福祉課	・緊急被ばく医療について協力
第6節 住民等への的確な情報伝達活動	市長公室秘書課	・住民等への的確な情報伝達活動
	市民部総合窓口課	・住民等からの問い合わせに対する対応

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、市及び防災関係機関は相互に通報連絡を行う。

第1 特定事象等発生情報等の連絡

県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、必要に応じて県内各市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

市は、県から警戒事象又は特定事象発生の情報連絡を受けた場合、又は内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、当面とるべき措置について県へ助言を求めるとともに、消防本部に対し通報連絡を行う。

また、必要に応じ、行橋警察署に対し通報連絡を行う。

第2 応急対策活動情報の連絡

1 市、国及び県の相互連絡

市は、国、県等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互に

連絡を密にする。

2 市と関係機関との連携

市は、関係機関との間において、県から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

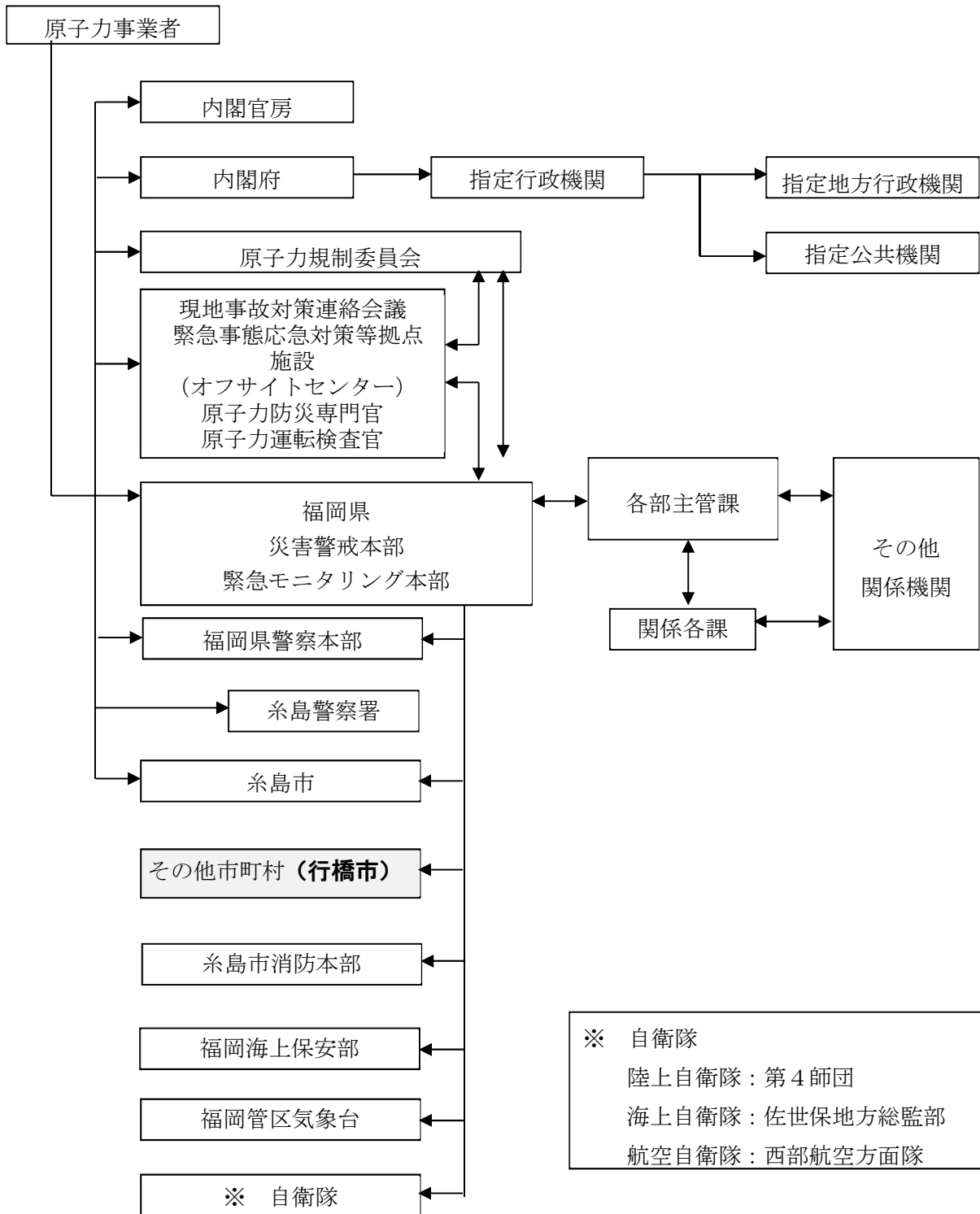
3 現地事故対策連絡会議との連携

市は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連絡を密にする。

第3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

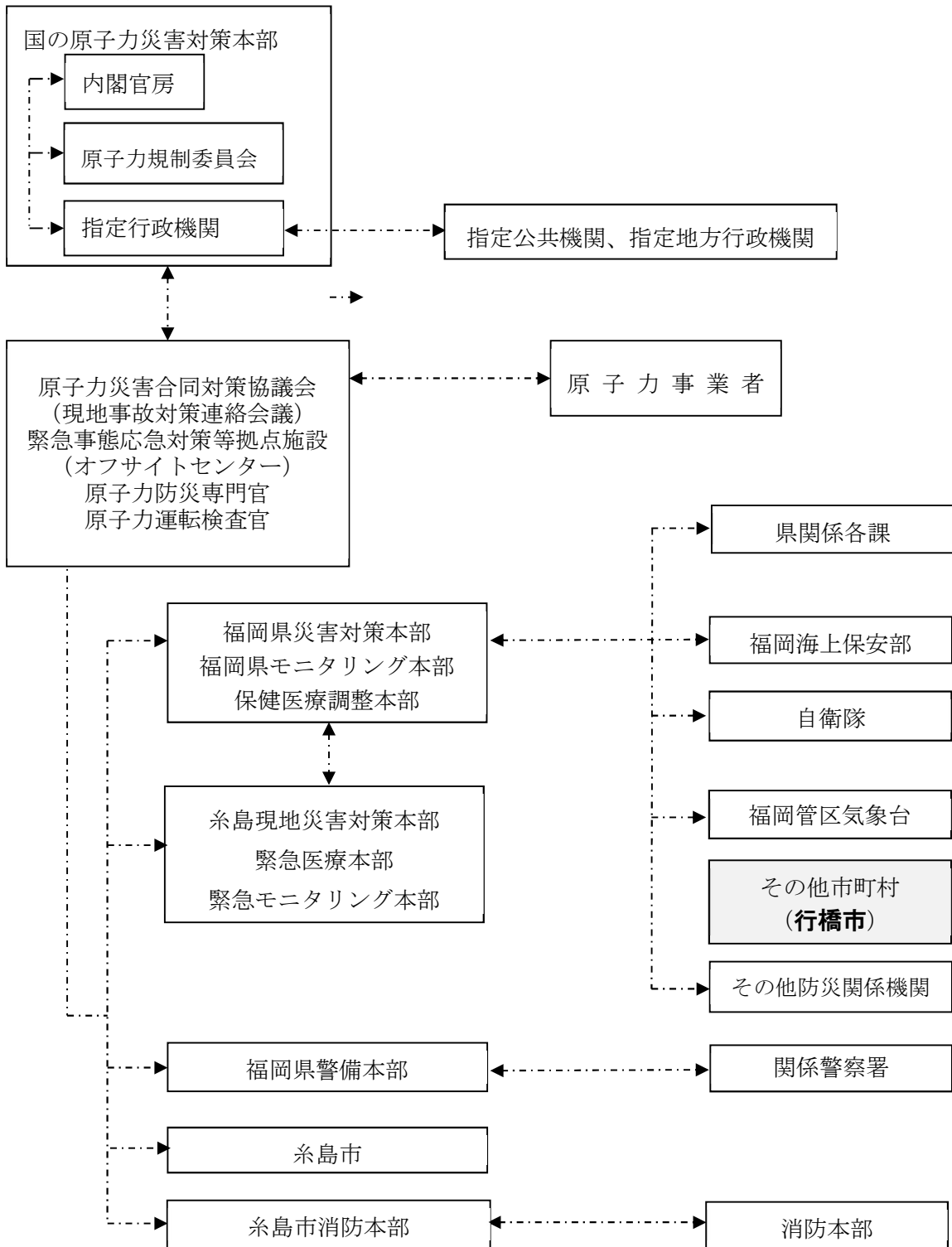
市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に協力する。また、県等に職員を派遣するなどして、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

◆特定事象発生時の情報伝達経路



出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

◆緊急事態宣言発出後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

第2節 活動体制の確立

第1 原子力災害警戒本部

市は、特定事象発生の通報を受けた場合又は市長が特に必要と認めた場合、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、関係市町及び防災関係機関と連携をとり、警戒体制をとる。

1 情報の収集

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

2 対策拠点施設の設営準備への協力

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行う。

3 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

4 原子力災害警戒本部の解除

市長は、原子力災害の危険が解消したと認めたとき、又は原子力災害対策本部が設置されたときは、原子力災害特別警戒配備を解き、原子力災害警戒本部を廃止する。

第2 原子力災害対策本部

市は、原子力施設の緊急事態区分が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至った場合で必要と認めたとき、又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。なお、原子力災害対策本部を設置した場合は、直ちに県に対しこの旨を報告する。

1 原子力災害対策本部

原子力災害対策本部は、以下に示す原子力施設等緊急事態が発生したとき、災害対策本部(本部長：市長)を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害対策部を設置した場合、市長はその旨を住民に広報するとともに、防災関係機関に通知する。

- (1) 市長が、特定事象発生に係る通報を受けた場合又は施設敷地緊急事態を検知した場合で県からの指導又は助言があったとき。
- (2) 原子力発電所に事故が発生し、災害対策本部の設置について県からの指導又は助言があったとき。
- (3) 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出されたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 原子力災害対策本部の解除

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準による。

- (1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (2) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったとき。

第3 災害対策本部等の組織及び配備体制等

災害対策本部等の組織、配備体制、所掌事務等は、行橋市災害対策本部条例による。

◆原子力災害警戒本部、災害対策本部配備体制表

配備体制	種類	発令時期	配備する部課等	活動内容等
警戒配備体制	情報収集事態	事故・故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合	防災危機管理室	
	警戒配備 (警戒本部長：総務部長)	警戒事象等に係る通報を受けた場合、又は警戒事象等を検知した場合	防災危機管理室、及びすべての課等 [係長等以上及び所要人員] (災害対策本部に移行できる体制)	災害対策関係部課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び緊急事態応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。
災害対策本部体制	非常配備 (本部長；市長)	1 特定事象発生に係る通報を受けた場合、又は施設敷地緊急事態を検知した場合（県からの指導又は助言があったとき）。 2 原子力業者防災業務計画による原災法第15条に係る報告を受けた場合、又は全面緊急事態を検知した場合（県からの指導又は助言があったとき）。 3 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合。 4 その他市長が必要と認めたとき。	全職員	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。

第3節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

第1 屋内退避による防護対策

- 1 屋内退避は、放射性物質が既に放出、拡散していることが予想される場合（予測線量が不明な場合を含む。）、予測線量があまり高くない場合、放射性物質が既に放出、拡散したが一過性の放出であり放出が停止し収束に向かっている場合等を対象とする。
- 2 住民は、屋内退避の指示が出された場合は、原則として自宅内に留まる。
- 3 屋内退避をする場合は、建家の有する遮蔽（しゃへい）効果と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図る等の防護対策を講ずる。
- 4 屋内退避が長期にわたることが予想される場合は、気密性の低下等の理由から避難の実施を検討する。
- 5 市は、戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

第2 避難対象区域を含む市町の避難者受入対策

市は、避難対象区域を含む市町の避難者の受入れを次のように実施する。

- 1 防災行政無線、ホームページ(インターネット)等を利用して、避難対象区域を含む市町において避難の指示等が発令された旨、市内での避難者等の住民の受入れを行う旨、及び不要不急の車両の運転を控える旨等の広報を実施する。
- 2 避難計画に定める避難所を提供し、避難所で避難対象市の職員の補助を行うなど、避難対象区域を含む市町に対し必要な協力を行う。
- 3 避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要避難経路から避難所までの間の誘導に協力する。

第4節 飲料水、飲食物の摂取制限など

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国の指示・要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水・牛乳 ・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※1	
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1：根菜・芋類を除く野菜類が対象

第2 農林畜水産物の採取及び出荷・移動制限等

県は、国の指示又は要請に基づき、市町村に対し、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者に次の措置をとることを要請するとともに、必要に応じて、生産地、出荷機関及び市場において産地名及び出荷時期などの調査を実施する。

- 1 農作物の作付け制限
- 2 農林水産物などの収穫、漁獲の禁止
- 3 農林水産物などの出荷制限
- 4 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- 5 その他必要な措置

市は、農林畜水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者などに対し、県からの要請内容について周知するとともに、県が要請する措置を講じるよう要請する。また、要請した措置の内容について、市民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。

第5節 医療活動

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第6節 住民等への的確な情報伝達活動

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動を行う。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

なお、情報提供にあたっては、要配慮者に配慮する。

第1 住民等への情報伝達活動

1 実施方法

- (1) 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。
- (2) 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。
- (3) 市及び各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

2 広報する情報の内容

- (1) 特定事象発生時
 - 1) 事故の状況
 - 2) 落ち着いて行動するよう呼びかけ
- (2) 緊急事態宣言発出まで・緊急事態宣言発出時
 - 1) (1)の情報
 - 2) モニタリング情報
- (3) 緊急事態宣言発出後
 - 1) (1)及び(2)の情報
 - 2) 被害状況・避難等の状況・医療情報

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

調整ページ

第4章 災害復旧対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

■実施機関及び担当業務

節	担当部、課、室、局等	担当業務
第1節 緊急事態解除宣言後の対応	総務部防災危機管理室 及び係部局	・緊急事態解除宣言後の対応
第2節 放射性物質による環境汚染への対処	関係部局	・放射性物質による汚染の除去等
第3節 各種制限措置の解除	産業振興部商業観光課 産業振興部農林水産課	・各種制限措置の解除
第4節 災害地域住民等に係る記録等の作成	市長公室秘書課	・災害地域住民等に係る記録等の作成
第5節 被災者等の生活再建等の支援	福祉部地域福祉課	・被災者等の生活再建等の支援
	都市整備部都市政策課	・総合的な相談窓口等を設置及び相談活動
	福祉部地域福祉課	・災害復興基金の設立等
	産業振興部商業観光課	・被災中小企業等に対する支援
第6節 風評被害等の影響の軽減	産業振興部商業観光課 産業振興部農林水産課 市長公室秘書課	・風評被害等の影響軽減対策の実施
第7節 心身の健康相談体制の整備	福祉部地域福祉課	・心身の健康相談体制の整備

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

第1 継続的な環境放射線モニタリング

放射性物質の放出による影響が長期間に及ぶ可能性があるため、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した後にも、継続的な環境放射線モニタリングの実施に努める。

モニタリングの結果は、定期的に市民に公表する。

第2 放射性物質による汚染の除去

環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む）の結果、国等が定める基準を超える放射線量が測定された場合、市は、県や国、その他関係機関と連携し、区域を設定し、除染作業を行う。除染作業は、住民の健康保護の観点から必要である地域を優先的に選定して実施するよう努める。

第3節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された住民等の退避等、並びに土地立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第4節 災害地域住民等に係る記録等の作成

第1 災害地域住民等の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

また、県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 相談窓口等を設置

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 災害復興基金

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

3 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第6節 風評被害等の影響の軽減

市は、原子力災害による風評被害等の防止又は影響を軽減するために、必要に応じて市内で生産された地域生産物の放射線量の測定を行い、その結果を公表するとともに、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を行う。

第7節 心身の健康相談体制の整備

市は、住民などの放射線被ばくに関する不安へ対処するため、心身の健康に関する相談体制を整備する。また、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、県などと連携して住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、必要に応じて長期間にわたる健康調査などを計画し実施する。

第3編 原子力災害対策編 第4章 災害復旧対策
第5節 被災者等の生活再建等の支援
第6節 被害等の影響の軽減
第7節 心身の健康相談体制の整備

調整ページ